

学校室内化学物質濃度測定業務要領

1 目的

近年、室内における建材・塗料・接着剤等に含まれるホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物（VOC）が原因となるシックハウス症候群が問題となっている。そこで、学校環境を衛生的に維持するためのガイドラインである「学校環境衛生基準」に従い、教室の室内空気中における有害物質濃度の状況を把握し、子ども達の健康管理及び学校環境衛生の維持・管理に努める。

2 測定教室について

普通教室、音楽室、図工室等それぞれ種類の異なる教室及び、特に必要と認められる教室。

3 測定時期について

契約期間 契約の日から令和9年3月31日までに実施するものとする。

但し 学校休業日（長期休暇期間等）での実施が望ましい。

小・中学校 夏休み：7月21日（火）～8月25日（火）

※8月2日（日）～8月8日（土）はリフレッシュウィークの為、検査不可。

小・中学校 秋休み：10月13日（火）～10月16日（金）

小・中学校 春休み：3月23日（火）～3月31日（水）

※状況により、休暇期間が変更となる場合があります。

4 測定項目と測定方法について

測定項目

①ホルムアルデヒド ②トルエン ③キシレン ④パラジクロロベンゼン

測定方法

(ア)ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着 - 溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフィーにより測定する。（標準的測定方法）

(イ)揮発性有機化合物は、固相吸着 - 溶媒抽出法、固相吸着 - 加熱脱着法のいずれかの方法を用いて採取し、ガスクロマトグラフィー／質量分析法により測定する。（標準的測定方法）

(ウ) または、ア及びイと関連の高い方法によって行うこともできる。

5 採取方法について

(ア)採取は、当該教室に児童生徒がいない場合において、窓等を閉めた状態で机上の高さで行う。なお測定する教室においては、採取前に、30分以上換気の後、5時間以上密閉してから採取を行う。

(イ)採取時間は、吸引方式では30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上とする。

(ウ)学校周辺において、測定対象化学物質を取り扱う工場等がある場合には、外気についても測定する。（実施前に養護教諭や学校薬剤師にて把握していただくよう通知を行う。）

6 測定対象について

那覇市立小中学校（別紙参照）を対象に行い、3教室ずつ測定を行う。

7 その他

事前に、学校及び教育委員会へ測定日時を連絡すること。